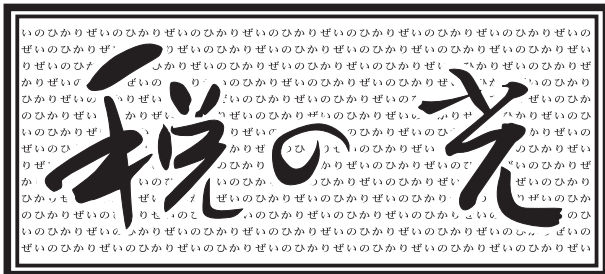


納税協会は
あなたのお役
に立ちます!!

税のご相談は
お気軽に
お越し下さい。



第 120 号

発行
豊岡市山王町1番28号
TEL 22-3862 FAX 24-2956
豊岡納税貯蓄組合連合会
社団法人 豊岡納税協会
協賛
豊岡県税務署
豊岡市税務所
北但地区1市2町
印刷
豊岡印刷(株)

題字は 文学博士・謙慎特別会員・毎日書道展・創文展審査委員 野村無象氏揮毫



— 癒しの広場 —
湯村温泉ポケットパーク
新温泉町



春來川を中心とした湯村温泉街の環境を整備し、にぎわいを再生する事業として「湯村温泉ポケットパーク」が平成21年3月7日に完成しました。

244㎡の広さがあるポケットパークは、屋根付きの休憩ベンチや、車いすの方も安心して利用していただける観光トイレのほか、湯村温泉の泉源の一つである「株湯」を保護する常夜灯風の保護棟も整備され、もくもくと湯煙が立ち込め温泉情緒を醸し出しています。また、公園の一角には湯時計も整備され、湯村温泉を発見したといわれる慈覚大師のブロンズ像が持つ錫杖（しゃくじょう）が20分サイクルで上下する仕組みとなっています。

◇問い合わせ 温泉町観光協会 Tel (0796) 92-2000

目次

- ・着任のごあいさつ（濱田 協議氏）…………… 2
- ・人事異動（豊岡税務署）…………… 2
- ・着任のごあいさつ（西村 淳一氏）…………… 3
- ・人事異動（豊岡県税事務所）…………… 3
- ・平成21年度 通常(定期)総会開催
【納税協会】【納貯連】…………… 4
- ・「消費税完納・e-Tax普及拡大推進の町」…………… 5
- ・公益法人制度について …………… 5
- ・税の作品 募集中!!(作文・書道・ポスター) …… 6

- ・税に関する高校生の作文募集…………… 7
- ・ワンストップサービス実施…………… 7
- ・消費税の届出はお済みですか?…………… 8
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税…………… 9
- ・年末調整・改正法人税法等説明会…………… 9
- ・平成21年度 兵庫県納税功労者表彰…………… 10
- ・個人事業税の納期限…………… 10
- ・ゴルフ場利用税・軽油引取税…………… 11
- ・納税協会青年部会だより…………… 12

着任のごあいさつ



豊岡税務署長

濱田 協儀

晩夏の候、豊岡納税貯蓄組合連合会並びに社団法人豊岡納税協会の会員の皆様方には、平素から税務行政につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私は、本年七月の人事異動によりまして豊岡税務署長を拝命し、このほど着任いたしました濱田でございます。

当地は、自然環境に恵まれ、歴史と伝統のある地域であります。

当地に勤務できますことは、大変光栄であると同時に、税務署長という責任の重さに改めて身の引き締まる思いがいたしております。

さて、納税貯蓄組合連合会におかれましては、先般、城崎において「消費税完納・e-tax普及拡大推進の町」の宣言式典と併せ、「城崎温泉旅館協同組合e-tax100%利用」の達成式を開催されたほか、租税教育の

一環として中学生や小学生を対象とした税に関する作文や書道等の募集・表彰など、各種事業を積極的に展開していただいていると伺っております。

また、納税協会におかれましては、確定申告期における各地の相談会場において、ご協力をいただいているほか、年末調整等の説明会の開催、更に公益法人制度改革に対応するため、事業活動の見直しを行う中で講演会を開催されるなど、各種事業を幅広く展開していただいていると伺っており、大変心強く思っている次第であります。

皆様方には、今後とも、一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、皆様方のご事業の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

人事異動 豊岡税務署

七月十日付で人事異動がありました。統括官以上は左記のとおりです。

(転入)

署長 濱田 協儀 (北副署長)

総務課長 朝倉 有文 (局 査察部 査察管理課 連絡調整官)

個人第1統括官 楠 知典 (大津 税務広報広聴官)

個人第2統括官 大串 仁司 (神戸 個人第1連絡調整官)

(転出)

署長 正良 (局 総務部 税務相談室 副室長)

総務課長 山本 光三 (局 調査第一部 調査開発課 課長補佐)

個人第1統括官 中村 千里 (尼崎 個人第1統括官)

個人第2統括官 松永 悦二 (西宮 個人第2統括官)

(税務署提供)

温泉王国 城崎温泉 外湯めぐり

駅舎温泉「さとの湯」

御所の湯

柳湯

城崎温泉 夏物語

今年の夏もイベント盛りだくさん

温泉街の夜空に夢花火満開

一の湯

地蔵湯

鴻の湯

まんだら湯

●100軒の旅館と7000人収容の旅館群一宿泊のことならなんでもー 城崎温泉旅館協同組合

〒669-6101 兵庫県城崎温泉湯島78 ☎ 0796-32-4141

URL <http://www.kinosaki-web.com/>



豊岡県税事務所長

西村 淳一

着任のごあいさつ

盛夏の候、会員の皆様方には、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。皆様方におかれましては、平素から兵庫県政、特に税務行政の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。四月一日の人事異動により豊岡県税事務所長に着任しました西村でございます。どうぞよろしくお願い致します。今年度、兵庫県では、県内十七の県税事務所を十一に再編統合し、ここ但馬地域におきましても和山県税事務所が廃止され、但馬全域を豊岡県税事務所が所管することになりました。新生「豊岡県税事務所」として、新たな業務執行体制の下、的確、円滑な税務行政に取り組み、よりまいりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。さて、兵庫県では、厳しい経済雇用情勢の中、県民生活の安定を図りつつ、行財政構造改革推進方策の取組みを進め、地域課題の解決や地域の特色を生かした元気で安全安心な兵庫づくりを進めてまいります。

また、この度の新型インフルエンザで、但馬は大きな影響を受けましたが、県では、新型インフルエンザ対策として医療検査体制の充実強化、また客足の落ち込んだ商業観光の振興を図るための施策も新たに実施することとしたところであります。こうした県の様々な施策を展開するためには、歳入の要である県税収入の確保がますます重要となっております。今年度の県税収入は、企業業績の急激な悪化に加え、国税である地方法人特別税の創設により法人県民税事業税が二十年度実績に比べおよそ八八五億円減少する見込みとなるなど、ほとんどの税が前年度実績を下回る見込みとなっており、県税収入合計では二十年度実績を九四億円下回る五九六五億円(対前年度実績比八五・二%)を見込んでいます。今後の経済情勢は不透明であり、県税を取り巻く環境も依然厳しい状況が続くと思われませんが、我々税務職員としましては、さらなる税収確保に取り組みんでいきたいと考えていますので、今後とも、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。最後になりましたが、会員皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。

人事異動

但馬県民局 豊岡県税事務所

四月一日付で人事異動がありました。課長以上は左記のとおりです。

(転入)

西村 淳一

(転出)

加古川県税事務所長

(和山山県税事務所長)

佐野 武士 (部長兼所長)

副所長兼納税相談室長

(退職)

副所長兼納税相談室長

(和山山県税事務所)

平田 清己

副所長兼納税相談室長

課税第1課長

中島 一茂

(和山山県税事務所)

課税課長

※四月一日付で組織変更がありました。

(内部異動)

管理課長

管理課 (新) 収税管理課 (旧)

北垣 至

(課税第1課長)

収税課長

高木 恵美子 (収税管理課長)



経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて

広げよう 納税協会の輪 運動実施中!



姫路支社/姫路市豊沢町135 TEL 079-282-2515



AIU保険会社

京都支店/ 京都府京都市中京区烏丸通三条下ル 饅頭屋町595 (大同生命京都ビル7F) TEL 075-223-1651

社団法人 豊岡納税協会・豊岡納税貯蓄組合連合会
平成21年度 通常(定期)総会開催

去る5月28日豊岡商工会議所会議室において、豊岡税務署長、豊岡県税事務所長をはじめ幹部の方々の来賓ご臨席のもと、社団法人豊岡納税協会並びに豊岡納税貯蓄組合連合会の平成21年度通常(定期)総会が開催されました。

両総会では、会長あいさつの後、平成20年度事業報告及び決算、平成21年度事業計画案及び予算案について慎重審議の結果、満場一致で原案どおり承認可決されました。

◆社団法人 豊岡納税協会

平成21年度の事業方針は、公益法人制度改革への対応が大きな柱となります。当協会も平成22年度に認定申請することとなっていますが、新基準の移行には曲折が予想され、公益事業と共益事業の捉え方と合わせ、幅広い事業をどのように実施していくのか、会員企業のニーズとの兼ね合いを含め、今期の大きな課題として検討してまいります。また、制度改革に合わせ、定款の大幅な改正(定款の変更の案)も必要になるため、作業を進めてまいります。

e-Taxについては、利用拡大のため引き続きその利便性、必要性を積極的にPRして普及拡大するほか、福祉事業への支援等に取り組みます。

【収支決算書・収支予算書】 (単位：円)

科 目	平成20年度決算額	平成21年度予算額
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入	17,214,249	17,181,000
基本財産運用収入	39,596	40,000
特定資産運用収入	93,523	84,000
会費収入	8,485,200	8,320,000
事業収入	3,793,741	3,570,000
補助金収入	4,594,792	4,310,000
雑収入	182,535	107,000
他会計からの繰入金収入	24,862	750,000
2. 事業活動支出	17,157,012	19,196,200
事業費支出	6,431,089	15,811,600
事業運営費支出	7,472,174	—
管理費支出	3,253,749	3,384,600
事業活動収支差額	57,237	△2,015,200
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入	0	0
2. 投資活動支出	1,243,523	1,040,000
特定資産取得支出	1,243,523	1,040,000
投資活動収支差額	△1,243,523	△1,040,000
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入	—	—
2. 財務活動支出	—	—
財務活動収支差額	—	—
IV 予備費支出	—	727,465
当期収支差額	△1,186,286	△3,782,665
前期繰越収支差額	4,968,951	3,782,665
次期繰越収支差額	3,782,665	0

(注) 平成21年度予算額から、事業活動支出の大科目は、事業費支出及び事業運営費支出の科目を事業費支出に統合して表示している。

◆豊岡納税貯蓄組合連合会

当連合会の実態は、一部業種組合を除き組合員が不明、活動も商工会への依存、納税協会と一体化しているのが現状と思われませんが、平成21年度の事業活動は、引き続き全国的に実施される「中学生の税についての作文」募集、兵庫県連で実施される「小学生の税に関する書道・ポスター」の募集等、上部組織として取り組まれるものに重点をおいた活動を考えています。

納税貯蓄組合の目的が、納税資金の備蓄から振替納税の普及拡大、消費税の滞納の未然防止等に変遷していることに鑑み、引き続き消費税完納の街宣言、e-Tax普及拡大の事業について支援していきます。

【収支決算書・収支予算書】 (単位：円)

科 目	平成20年度決算額	平成21年度予算額
【収入の部】		
県補助金	175,000	170,000
市町補助金	30,000	30,000
県連助成金	106,660	80,000
納税協会助成金	100,000	100,000
会報協力費	230,000	230,000
保険受入金	166,880	150,000
雑収入	4,241	4,059
繰越入金	564,708	575,941
収入合計	1,377,489	1,340,000
【支出の部】		
会議費	27,940	50,000
表彰費	41,328	100,000
会報発行費	360,720	400,000
報奨費	112,608	150,000
女性部活動費	100,000	120,000
研修費	0	80,000
助成金	0	50,000
負担金	31,000	31,000
租税公課	72,000	72,000
その他事務費	55,952	250,000
予備費	0	37,000
次期繰越金	575,941	0
支出合計	1,377,489	1,340,000

『消費税完納・e-Tax普及拡大推進の町』 城崎町で宣言式を開催

去る6月22日、豊岡市役所城崎総合支所において「消費税完納・e-Tax普及拡大推進の町」宣言式が、大阪国税局徴収部・東機動課長、豊岡税務署・表署長並びに豊岡県税事務所・西村所長ほか多数の来賓を迎え、盛大に開催されました。

宣言式では、推進協議会の田岡会長あいさつの後、城崎町商工会女性部・井上副部長より「消費税を納期限までに完納するとともに、e-Taxの利用拡大を広く地域社会に呼びかける運動を推し進めていく」旨の力強い宣言がなされました。

また、城崎温泉旅館協同組合によるe-Tax 100%利用達成の報告があり、豊岡税務署長より感謝状が贈呈されました。

式典終了後は、城崎総合支所前駐車場に設置された宣言塔の除幕式を行い、消費税の期限内納付の重要性とe-Taxの利用をPRしました。

〔 宣 言 〕

明るく、住みよい地域社会を創り、健康で文化的な生活環境を守ることは、私たちが強く望むことであり、これを実現するために「税」は欠くことのできないものであります。

このため、私たちは税について自ら正しく申告し、納期限までに完納することが必要であります。

特に、税の中でも消費税は、お客様からの預り金的な性格を有する税であり、お客様の信頼に応えるためにも、私たちが期限内に完納することは当然の義務であります。

また、申告・納税・申請等の利便性に寄与するe-Tax(電子申告・電子納税システム)を普及拡大することは、経済社会のIT化を一層加速し、社会全体がより大きなメリットを享受することにつながるものであり、まさに、企業経営と社会の健全な発展に貢献するものであります。

そこで私たちは、この式典を契機として、各人が納税額に見合う資金計画を立て、消費税を納期限までに完納するとともに、e-Taxの利用拡大を広く地域社会に呼びかける運動を推し進めていきたいと思っておりますので、本日ここに、城崎町を「消費税完納・e-Tax普及拡大推進の町」とすることを宣言します。

平成 21 年 6 月 22 日

城崎町「消費税完納・e-Tax普及拡大推進の町」推進協議会



出席者による記念撮影



宣言塔除幕式

納税協会は、公益の認定に向けた内部体制等の整備に取り組んでいます。

● 新たな公益法人制度について

民間による公益活動の健全な発展を促進するため、主務官庁制の見直し・法人格の取得と公益性の判断の分離といった、新たな公益法人制度が平成20年12月1日からスタートしました。

そのため、これまでの社団・財団法人は、平成25年11月30日までに、内閣府又は都道府県が設置する第三者機関(公益認定等委員会等)から、公益の認定を受けて公益社団・財団法人となるか、一般社団・財団法人への移行の認可を受けなければ、解散となります。

● 納税協会の取組

納税協会は、税知識の普及、適正な申告納税の推進、納税道義の高揚を目的に活動する健全な納税者の団体であり、新たな公益法人制度の枠組みにおいても、高い公益性を有した活動を継続するため、公益の認定を受けるべく、内部体制等の整備に取り組んでいます。

会員の皆様方におかれましては、納税協会の公益認定に向けた取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

税の作品 募集中!!

豊岡納税貯蓄組合連合会では、次代を担う児童・生徒さんたちに早くから税に関心をもつていただくため、中学生の「税についての作文」・小学生の「税に関する書道・ポスター」の募集を行っています。

優秀作品については、賞状及び副賞を贈呈し、学校名・学年・氏名をホームページや広報紙等に掲載して広く発表します。また、応募者全員に参加賞を贈呈します。

小・中学生の皆さんの一人でも多くのご応募をお待ちしています。

第43回 中学生の「税についての作文」募集

- ◆応募資格 中学生
- ◆テーマ 税に関すること
題材は自由。
内容が税に関するものであれば何でも構いません。
- ◆文字数 原稿用紙(400字詰め) 3枚
1,200字以内(題名を含む)
※字数制限厳守。作文のはじめに、題名・学校名・学年・氏名(ふりがな)・性別を明記してください。
- ◆提出先 所属の学校を経て、豊岡納税貯蓄組合連合会へ
- ◆締め切り 平成21年9月4日(金)(必着)



第26回 小学生の「税に関する書道・ポスター」募集

- ◆応募資格 小学生高学年(主として6年生)
- ◆課題 税に関するもの
題材は自由。
内容が税に関するものであれば何でも構いません。
例…税金・納税・青色申告など
- ◆用紙 書道…半紙(白紙 縦33.4cm×横24.3cm)
ポスター…画用紙(白紙 縦38.0cm×横54.0cm 4ッ切)
- ◆提出先 所属の学校を経て、豊岡納税貯蓄組合連合会へ
- ◆締め切り 平成21年10月2日(金)(必着)



2009年度 第48回 税に関する高校生の作文

募集要項

応募資格 ▶ 高校生

テーマ ▶ 税に関すること

税に関して自分で思ったこと、考えたこと、体験したことなどなんでも結構です。



- ・税について学習したことに関する意見や感想
- ・税務署や公共施設などを見学したことがあれば、その体験や印象など
(例示にとらわれる必要はありません)

※応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。なお、作文の冒頭に題名、氏名、学校名、学年を、末尾に応募者の住所(学校を通じて応募する場合は必要ありません)、学校の所在地を記載してください。

応募点数 ▶ 1人1編

文字数 ▶ 1,200字程度

締切り ▶ 平成21年9月7日(月)

提出先 ▶ 最寄りの税務署

表彰 ▶ 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

発表 ▶ 優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。

著作権 ▶ 作品は返却いたしません。作品の著作権は国税庁に帰属します。

※お問い合わせは、豊岡税務署まで(TEL 0796-22-2102)

豊岡税務署では総合窓口で
ワンストップサービスを実施しています。

当署では、1階総合窓口で、各種納税証明書の発行、諸用紙の交付、各税の申告書・申請書・届出書等の提出、国税の納付などが可能となる、ワンストップサービスを実施しています。

なお、窓口が混雑した場合は、お待たせすることがございますが、ご理解いただきますようお願いします。



豊岡税務署
☎0796-22-2101

消費税の届出はお済みですか？

課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

課税事業者とは？

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超える方が該当します。



課税売上高が
1,000万円を
超えたら提出！

- ※1 「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。したがって、平成20年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成22年分の消費税の課税事業者に該当します。
- ※2 「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額（これらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの金額を差し引いた金額）をいいます。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成22年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成21年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- (注) 1 簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税（簡易課税制度を選択しなかった場合）により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。
- 2 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合にはやめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- ※ 課税事業者の方は、**消費税法に基づく帳簿の記載が必要**となります。
また、一般課税で申告される方（簡易課税制度を選択されない方）は、**課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません**のでご注意ください。

消費税の届出書や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧いただくか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) でご確認ください。

個人事業者の消費税及び地方消費税の平成21年分の中間申告と納付

消費税及び地方消費税の中間申告と納税が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成 20 年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません）が 48 万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納税が必要です。

中間申告及び納付の必要な方は、7 月下旬頃に「消費税及び地方消費税の中間申告書」（以下、「消費税中間申告書」）が送付されています。

中間申告の方法 ～次の2つの方法があります～

1 前年実績による中間申告

税務署から送付した「消費税中間申告書」に記載されている税額を納付してください。

2 仮決算に基づく中間申告書

事業状況が平成 20 年と著しく異なる場合などは、上記 1 の方法に代えて、中間申告対象期間を一課税期間とみなした仮決算に基づいて計算した、中間申告による税額を納付してください。

【納期限】

8月31日(月)

振替納税を利用されている方は

【口座振替日】

9月28日(月)

◆ 振替納税をご利用の方は、確実に振替納付できるよう口座振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

※ 納付の期限までに納付がない場合、残高不足等で口座振替できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

年末調整説明会

年末調整説明会を次のとおり開催します。
源泉徴収義務者の方々は、是非ご参加ください。

◆開催日程

日	時	場 所
11月24日(火)	10:00～ 13:30～	但馬地場産ビル2階 多目的ホール
11月26日(木)	13:30～	新温泉町多目的集会施設
11月27日(金)	13:30～	香住文化会館

【問合せ】

豊岡税務署法人課税第1部門
☎ 0796-22-2344 (源泉担当)

改正法人税法等説明会

平成21年度の改正点を中心とした法人税法等の説明会を次のとおり開催します。
法人の経理を担当される方々は、是非ご参加ください。

◆開催日程

日	時	場 所
10月21日(水)	13:30～	但馬地場産ビル2階多目的ホール
10月22日(木)	13:30～	新温泉町多目的集会施設

【問合せ】

豊岡税務署法人課税第1部門
☎ 0796-22-2159

平成21年 兵庫県納税功労者表彰

去る6月1日、兵庫県公館において、平成21年の納税功労者知事表彰が行われ、但馬地域からは下記の方が受賞されました。

納税の重要性に対する深い認識のもとに、常に適正な申告と納期内納付を続けられ、もって地域住民の納税思想の育成・高揚並びに納税秩序の確立を図られる等、納税を通じて県政の推進に大きく寄与された功績が認められての受賞となりました。

ここに受賞者の栄誉をお祝い申し上げますとともに、今後ますますの御繁栄をお祈り申し上げます。

【法人納税者】

株式会社 和田山農産

朝来市和田山町寺谷429-2



(代表取締役社長 河内 洋行 氏)

【特別徴収義務者】

株式会社 加藤商店

豊岡市中陰318-9



(代表取締役 加藤 俊次 氏)

県税版

豊岡県税事務所

個人事業税の納税について

個人事業税は、所得税、住民税とは別に、個人で事業を行う方に課税される税です。

納期限は

第1期分 8月31日(月)

第2期分 11月30日(月)

となっています。

最寄りの金融機関、または県税事務所で期限内にお納めください。

また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。

口座振替納税を利用されますと、

- ・現金を扱いませんので安全です。
- ・納期限を気にしなくて済みます。
- ・納税のために金融機関等へ出かける手間が省けます。

*口座振替の申し込みは金融機関、県税事務所で受け付けています。



はばタンからの
お願いです。

ゴルフ場利用税 は県や市町の貴重な財源です!

納める人

ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通して納めます。

納める額

ゴルフ場利用税の額はゴルフ場の規模、利用料金等を基準として、一人一日当たり300円～1,200円となっています。

非課税

次の人にはゴルフ場利用税は課されません(該当する旨の証明がある場合に限り)

- ① 18歳未満の人 ② 70歳以上の人 ③ 障害者
- ④ 国民体育大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用
- ⑤ 学生、生徒、教員等が学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用

ゴルフ場の数

日本のゴルフ場第1号は明治36年5月24日オープンした神戸ゴルフ倶楽部で、現在県内には166のゴルフ場があり、日本第2位です。

ちなみに、ゴルフ場数のナンバー1は北海道で、174カ所のゴルフ場があります。

(平成21年4月1日現在)



市町への交付

ゴルフ場利用税の収入額の10分の7は、ゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興を図るうえで重要な役割を果たしています。

軽油引取税

▶ 軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した人に課される県税です。税率は、1リットルにつき32.1円です。

▶ 農業や漁業などの用途での使用については、軽油引取税が免税になる場合があります。

▶ 製造軽油(灯油等を混和して製造した軽油)や重油・灯油などを自動車の燃料として使用した場合も軽油引取税が課税されます。



**不正軽油は、作らない! 売らない!
買わない! 使わない!**

不正軽油は、灯油等を使用して密造した燃料を「正常な軽油」と偽って販売するものであり、軽油引取税が納められていません。

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為のみでなく、大気汚染や、硫酸ピッチの不法投棄にもつながり、県民の健康や生活を脅かす悪質な犯罪です。

▶ 不正軽油とは、知事の承認を受けずに灯油等を混和して製造した軽油であり、不正軽油を自動車の燃料として使用すると

「軽油引取税の脱税行為」になります。

バイオディーゼル燃料を取り扱う皆様へ

バイオディーゼル燃料(BDF)に軽油・灯油・重油等を混和し、製造・販売、消費する場合、軽油引取税の納税義務が生じることがあります(製造等の承認も必要となります)。



BDFと軽油引取税について

BDFと混和する燃料	混和後の燃料の区分*	課税の可否	地方税法に基づく承認を受ける義務		
			製造	販売	消費
無し(BDF 100%)	—	課税対象外	無	無	無
軽油・灯油・重油等	軽油	すべての用途で課税対象	有	有	有
	軽油以外の炭化水素油	自動車用燃料として販売・消費した場合は課税対象	無	有	有

*混和後の燃料の区分については、地方税法第144条第1項第1号の定めに基づき、燃料の成分や比重等により区分します。

納税協会青年部会だより

★平成21年度 定時総会開催

去る5月12日奥城崎シーサイドホテルにおいて、豊岡税務署長並びに(社)豊岡納税協会長を来賓に迎え、平成21年度定時総会が開催されました。

衣川部会長あいさつの後、平成20年度事業報告及び収支報告、平成21年度事業計画案及び収支予算案について慎重審議の結果、満場一致で承認可決されました。

本年度の主な事業計画は、次のとおりです。

＊研修会

＊北近畿ブロック青年部会講演会

＊第2回納税協会青年の集い(於：大阪市)

引き続き任期満了による役員改選が行われ、新部会長に岩見印刷(株)の西川浩昭氏が選任されました。新役員の方々をご紹介します。

総会終了後の意見交換会では、和やかな雰囲気の中、異業種の方々との親睦を深めてお開きとなりました。

役員名簿

(敬称略)

部会長	西川 浩昭	(日高 岩見印刷(株))
副部会長	小倉 努	(豊岡 (株)オグラ)
〃	森田 一成	(日高 (有)文森堂)
理事	早川 薫	(豊岡 (株)北星社)
〃	西松 裕次	(豊岡 日和山観光(株))
〃	前野 文孝	(日高 前野紙業(株))
〃	田中藤一郎	(出石 (株)田中屋食品)
〃	中村 善則	(香住 マルヨ食品(株))
監事	脇 英雄	(豊岡 (株)脇漁具製作所)
〃	岸田 政則	(城崎 大黒屋)

部会長就任のごあいさつ

岩見印刷(株) 西川 浩 昭

日頃は納税協会青年部の活動に協力いただきありがとうございます。去る5月12日開催の平成21年度定時総会におきまして、新部会長に選任されました西川浩昭です。

協会の指針にありますよう税知識の普及、納税の推進、企業および地域社会の発展に貢献できますよう部会の運営にあたりたいと思います。

青年部会の活動を通じ異業種の交流を有意義に活用していただき、会員相互の啓発、親睦を図りあらゆる面において向上、発展できる部会を目指し新役員と共に邁進してまいりますので、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

★青年部会 会員募集中!!

当部会は、部会員相互の納税思想の向上と税知識の修得に努め、且つ企業の健全な発展とあわせて、異業種間の交流と会員同志の親睦を図ることを目的に活動しています。

加入のお問い合わせ、お申し込みは、(社)豊岡納税協会 事務局 まで

豊岡納税協会のホームページを開設しています!!

URL <http://www.nk-net.co.jp/toyooka>

事業活動・行事案内等、随時更新してまいりますので、どうぞご覧ください

納税協会指針



納税協会は
健全な納税者の団体として税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り
企業および地域社会の発展に貢献します